

## 平成 26 年度第 3 回岩手県消費生活審議会議事録

日 時 平成 27 年 2 月 19 日 (木) 10 : 30 ~ 11 : 00  
場 所 岩手県立県民生活センター 大ホール

〔出席者〕

○委員14人（五十音順 敬称略）

磯田朋子 太田秀栄 小笠原洋子 菊地清晴 葛巻輝 佐藤芳郎 沼田聡  
米田ハツエ 松平アイ子 向井田郁子 村上一男 柳村典秀 山口研介 渡瀬典子

○事務局

環境生活部長 風早正毅  
環境生活部県民くらしの安全課総括課長 白岩利恵子  
環境生活部県民くらしの安全課消費生活課長  
兼 県民生活センター所長 後藤文孝 ほか

1 開 会

○白岩県民くらしの安全課総括課長

それでは、渡瀬委員がまだおいでになっていませんが、時刻となりましたので、ただいまから平成26年度第3回岩手県消費生活審議会を開催いたします。

まず、本日の委員の出席は、委員総数15名中13名であり、半数以上の出席となっておりますので、岩手県消費生活条例により、当審議会は成立していることを御報告いたします。

（渡瀬委員、着席）

2 あいさつ

○白岩県民くらしの安全課総括課長

それでは、開会に当たりまして風早環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

○風早環境生活部長

皆様、おはようございます。朝早くからありがとうございます。

本日は、委員の皆様方、年度末の大変お忙しい時期にもかかわらず、本審議会3回目、今年度3度目になりますが、3度目の審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、日頃より消費者施策の推進に関しまして、多大なる御尽力、御指導をいただいておりますこと、改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、間もなく東日本大震災津波の発生から4年が経とうとしております。県では、今年を本格復興邁進年と位置づけ、各種の復旧、復興施策を推進しております。委員の皆様

からも、それぞれの立場から復旧、復興に際しても御尽力をいただいておりますことに、御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本日の議題であります岩手県消費者施策推進計画の基本的方向につきましては、今年度3回目の審議会ですが、1回目の4月の審議会で県から諮問をさせていただきました。その後、皆様方からは積極的な御審議をいただきまして、またその後、パブリック・コメント、県内4箇所での地域説明会、さらには各種団体等との意見交換ということをごさせていただきまして、県民の皆様からも様々な御意見を頂戴しました。本日は、こういった流れを十分考慮していただきながら、新しい計画の基本的な方向について御審議をいただき、答申をいただければというふうに考えております。

委員の皆様には、忌憚のない御意見をいただきたいと存じますので、何とぞよろしくお願いいたします。

### 3 議 事

岩手県消費者施策推進計画の基本的方向について（答申案）

#### ○白岩県民くらしの安全課総括課長

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。岩手県消費生活条例第36条第2項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、以後の議事進行については太田会長にお願いいたします。

#### ○太田会長

皆さん、おはようございます。本日の会議の予定ですけれども、皆さん御多忙のことと存じますので、おおむね11時半の終了をめどに進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、議事録署名人の指名ですけれども、岩手県消費生活審議会運営規程第15条第2項の規定によりまして、会長が指名することとなっております。つきましては、沼田委員及び葛巻委員を本会議の議事録署名人に指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、岩手県消費者施策推進計画の基本的方向について、事務局から説明願います。

#### ○後藤県民生活センター所長

皆さん、おはようございます。県民生活センターの後藤といいます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から説明させていただきたいと思っております。まず、本日の議事のための資料といたしまして、資料1-1と振っております岩手県消費者施策推進計画の基本的方向について（答申案）という全体で48ページ物、左肩上でとじているものが配られております。

それから、その後ろに、資料1-2と振っておりますが、パブリック・コメント実施結果という1枚物がございます。さらに、その後ろに、資料1-3と振っております、ページ数とすると5ページの意見検討結果一覧表という資料がございます。この議題につきましては、この3種類を資料として配らせていただいております。これらを使って説明させていただきたいと思います。

部長の挨拶の中にもありましたが、今年度、この計画についてこの審議会に諮問させていただいたところですが、昨年11月10日、前回の審議会におきまして、委員の皆様方には中間答申案について御審議いただき、御了承いただきまして、県に中間答申をしていただいたところがございます。その中間答申を基に、その後前回の審議会でもお話しておりましたけれども、県でパブリック・コメントを実施したところです。今回の答申案につきましては、このパブリック・コメントの結果等を踏まえて作成しておりますことから、パブリック・コメントの概要及び中間答申案からの主な変更点について御説明したいと思います。

資料ですが、パブリック・コメントの実施結果については、資料1-2、パブリック・コメント実施結果、この資料についてまず御説明したいと思います。パブリック・コメントにつきましては、意見の募集を昨年12月15日から今年1月16日まで、約1か月間について行ったところがございます。県の行政情報センターに資料を配架したり、あるいは県のホームページに資料を掲載して意見を募集したほか、県内4箇所での地域説明会の開催、あるいは消費者団体、弁護士会などとの意見交換会なども実施いたしまして、取りまとめたところがございます。

資料の3のところに、意見件数及び対応状況とございますが、その結果、全部で13名の方から合計29件の御意見をいただいたところです。

いただいた御意見の計画への反映状況についてですが、その下、(2)、決定への反映状況の表を作っておりますけれども、意見の内容を反映して計画を修正したものが3件でございます。それから、意見と計画が同じ趣旨であると考えられるものが10件でございます。また、計画を修正はしませんけれども、計画を実施していく中で参考とさせていただくものが5件。また、計画に対する御質問等その他のものが11件となったところがございます。

個々の意見の状況についてまとめた資料が資料1-3でございます。資料1-3を御覧いただきたいと思います。この資料1-3、一番最後のページ、5ページ目をお開きいただきたいと思います。5ページ目、この表の左側に一連の番号が振っておりますけれども、5ページ目の番号、一番最後が22となっております。先ほど意見の総数については29件と御説明したところですが、この表を作るに当たっては、類似の意見についてはまとめて整理させていただいておることから、最後22となっているものでございます。

それでは、この表の1ページに戻っていただきまして、意見を反映し、計画を修正したものを中心に御説明したいと思います。答申案も見比べながら御確認いただければと思っております。

まず、資料1-3の中の左側の番号の3番です。意見の欄ですけれども、6ページの「伊 県の状況」の記載において、記載されていない市町村があるので整理した方がよいとの御意見でございました。これにつきましては、事務局の不手際で申し訳なかったのですが、パブリック・コメントにかけた案の中では、広域センターを設置している市町村を記載しているわけですけれども、その中に一関市が抜けておりまして、このような御意見をいただいたところでございます。そこで、右側、検討結果の欄ですけれども、市町村名の中に、盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、久慈市と続きまして、その次に一関市を追加し、整理し直したものでございます。資料1-1に答申案全文がございまして、この答申案の6ページでございまして、6ページ、一番上、「伊 県の状況」の次の1行目、盛岡市以下市町村名が記載されておりますが、久慈市の次に一関市を入れさせていただいて整理させていただいたものでございます。

次に、その下、ナンバー4でございまして、意見の欄ですけれども、全市町村に相談体制が整備されたとあるが、市町村中心の相談体制になったことでどのように変わったのか、現状の分析を行う必要があるのではないかとというような御意見がございました。右側、検討結果にありますとおり、6ページの「伊 県の状況」に、現状の分析として、二重かぎの部分でございまして、『「過去5年間の相談件数の推移」のグラフを見ると、市町村の相談体制整備に伴い、県に寄せられる相談件数は減少する一方、市町村に寄せられる相談件数は増加しており、住民の方により身近な市町村での相談受付が進んでいると言えます。』という文章を挿入することとして整理させてもらったところでございます。

なお、本文の修正ではございませんけれども、市町村中心の相談体制は緒に就いたばかり、始まったばかりということもあり、技術的な支援、あるいは消費生活相談員の資質向上に向けた取り組みなど、市町村の相談体制の維持、充実に向けた支援は今後ともしっかりと行っていく必要があると考えているところでございます。

これにつきましては、答申案の、本体でいいますと先ほどの6ページの中の「県の状況」の中の3段落目、『「過去5年間の相談件数の推移」のグラフを見ると』以下3行につきまして、中間答申にはなかったのですが、この3行を追加させていただいたものでございます。

次に、また資料1-3に戻っていただきまして、5ページをお開きいただきたいと思っております。5ページの21番でございまして、36ページに消費者団体との連携・活動支援の項目、事業があるわけですが、その事業概要について、中間答申の段階では「適格消費者団体の設立の動きがある場合は、消費者契約法の制度の趣旨に基づき、適切に対応します。」と記載していたところでございますけれども、「設立を支援する」というような表現にできないかという御意見がございました。これについては、検討結果でございまして、御意見を参考に「消費者契約法の制度の趣旨に基づき、適格消費者団体の設立の動きがある場合は、必要に応じて情報提供を行うなど、支援を行います。」と改めたところでございます。

以上が御意見を基に計画を修正したものでございます。そのほかの主な御意見といたしましては、消費者市民社会の概念を広めていくことに関する御意見などが出されたところでございます。消費者市民社会に関する御意見につきましては、資料1-3の中の3ページ目をお開きいただきたいと思っております。3ページ目、左側の番号で9番の部分でございますけれども、御意見のところですが、基本目標に消費者市民社会と入れるなど、消費者市民社会という概念を広めていくべきであるという趣旨の御意見などがございました。これにつきましては、類似意見のところに4と書いておりますけれども、類似意見として4件ほどあったところでございます。前回の審議会の際にも、新しい計画を策定するに当たり、考慮すべき社会情勢の変化の一つとして、国の状況としてですが、消費者教育推進法の施行について御説明しているところでございますけれども、消費者市民社会はその中で出てくる言葉でございます。この計画の中でも、消費者市民社会という用語の周知が図られるようにということもあり、答申案の本編の方の5ページ目をちょっとお開きいただければと思っております。5ページ目の(2)、消費者行政の状況のア、国の状況の中の(イ)、消費者教育推進法の施行という項目がございますが、この項目の2段落目に消費者教育推進法で消費者教育が、消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含むこととされたことですか、ここのページの欄外に注11というのを作っておりますが、その注で、消費者市民社会の用語解説を記載するなどして、いただいた御意見と同様に、なじみの薄い消費者市民社会の概念を少しでも理解していただき、広まっていくように、この計画にも記載しているところでございます。

なお、基本目標に入れることにつきましては、まだこの用語が一般には若干分かりにくいのではないかなというようにも考えて、基本目標については変更していないところでございます。

以上で、パブリック・コメントの結果及びそれによる計画の修正等についての説明を終わりたいと思っておりますけれども、本日御審議いただいております答申案につきましては、前回の審議会で御審議いただき、御了承いただきました中間答申案を基に、地域説明会あるいは関係団体との意見交換会などでいただいた御意見を踏まえて、検討を加え、さらに事務局で文章の整理を行って、答申案となっているものでございます。

以上で説明を終わりたいと思っております。

#### ○太田会長

どうもありがとうございました。

これまで新しい岩手県消費者施策推進計画の策定に向けて、委員の皆様におかれましてはいろいろと御協力いただきまして感謝申し上げます。

この計画につきましては、平成26年4月に知事から当審議会に諮問を受け、11月には今年度2回目の審議会を開催しまして、委員の皆様の御審議を経て、県に中間答申を行ったところです。さらに、先ほど事務局からも説明がありましたように、地域説明会や関係団

体等との意見交換など様々な検討を重ねて、最終の答申案を作成したところでございます。

先ほど説明のあった答申案につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。特によろしゅうございますか。中間答申につきまして御審議いただいておりますので。

(「なし」の声)

○**太田会長**

それでは、本日御審議いただきました岩手県消費者施策推進計画の基本的方向についての答申案により、知事に対して答申を行うことに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○**太田会長**

ありがとうございました。

それでは、答申案について御了承いただきましたので、当審議会から知事に対して答申を行いたいと思います。

ここで一旦事務局に進行をお返しいたします。

○**白岩県民くらしの安全課総括課長**

それでは、準備が整いますまで少々お待ちいただきたいと思います。

それでは、会長から知事に対して答申がございます。

○**太田会長**

岩手県知事、達増拓也様。岩手県消費生活審議会会長、太田秀栄。

岩手県消費者施策推進計画の基本的方向について（最終答申）。平成26年4月21日付け県く第95号で諮問のあった標記計画の基本的方向について、別添「岩手県消費者施策推進計画の基本的方向について」のとおり答申します。

知事におかれましては、この答申に基づき、岩手県消費者施策推進計画を策定されるようお願いいたします。

○**白岩県民くらしの安全課総括課長**

ただいま会長より答申をいただきましたところで、部長から御挨拶を申し上げます。

○**風早環境生活部長**

本年4月に岩手県消費者施策推進計画の基本的な方向について諮問をさせていただいて以来、委員の皆様方には大変熱心に3度にわたる審議を重ねていただきまして、本日ここ

に、ただいま会長の方から答申をいただきましたことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。

県といたしましては、この答申に基づきまして新しい計画を策定し、消費者施策の推進に向けた事業をしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、新計画は、本県における消費者教育の推進計画、教育の面での計画としての位置づけも有するものでございます。消費生活に関する情報提供や各種セミナーの開催、そうしたものを通じて消費者教育の推進にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

改めまして、委員の皆様方にはこの1年間、大変お忙しい中御審議をいただきましたこと、そして本日答申をいただきましたことに感謝を申し上げます、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○白岩県民くらしの安全課総括課長

それでは、ここから再び太田会長に進行をお願いします。

○太田会長

どうもありがとうございました。

4月にこの審議会で知事から諮問を受けまして、それ以来熱心に御検討いただき、本日答申することができました。御協力に感謝申し上げます。

**4 その他**

○太田会長

それでは次に、4のその他ですが、事務局で用意しているものはございますでしょうか。

○白岩県民くらしの安全課総括課長

特にございません。

○太田会長

委員の皆様から何かございませんか。はい、どうぞ。

○佐藤芳郎委員

疑問ではないですけれども、今の答申案の中の27ページの事業概要の中に、薬の正しい知識の普及を図るため、健康管理講座「みんなの薬の学校」を実施しますとあるのですが、概要について御説明いただけますでしょうか。



○太田会長

では、事務局でお答えいただけますか。

○岩手県健康国保課

委員からの御照会でございますけれども、こちらの医薬品の適正使用に関する啓発講座と申しますのは、私どもの方で岩手県薬剤師会の方に薬の情報センターという事業を委託しております。そちらの方で、問い合わせに対する対応ですとか、あるいは出前講座、それぞれの地区の集会等に出向いて薬の服薬指導の周知を図るというような、そういった事業でございます。

○太田会長

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○佐藤芳郎委員

各地区のと、今おっしゃいましたけれども、情報センターとおっしゃいましたけれども、各市町村を通じてのという意味ですか。

○岩手県健康国保課

いえ、そうではなくて、地域薬剤師会というところがございまして、そちらの方に申し出があり、対応するというような催しでございます。

○太田会長

よろしいでしょうか。

○佐藤芳郎委員

はい。

○太田会長

そのほか皆様からございませんでしょうか。

(「なし」の声)

○太田会長

よろしいですね。それでは、以上をもちまして議事を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

では、事務局にお返しいたします。

**5 閉 会**

○白岩県民くらしの安全課総括課長

本日は誠にありがとうございました。これをもちまして、第3回消費生活審議会を終了いたします。本当にありがとうございました。